農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

かつらぎ町

1 促進計画の区域

次に掲げる小字の区域とする。ただし、農業振興地域内に限る。

大　字	小　字
高田	北脇、岩尾、中峯、小北、太谷、粟尻、峰、城、馬ヶ背、峯ノ尾、菖浦、垣内、小中、東良
移	上ノ段、前ノ段、中ノ段、木ノ下、山添、忠蔵、下ノ段、荒開キ、芝崎、和田、上川原、中川原、下川原、平山、広浦、針ノ木原、下芝、中芝、湯神、上芝、野田、上山、東山、小堂谷、狼尾
背ノ山	西ノ越、中ノ越、東ノ越、中島、東田、北脇、畑谷、明王谷、宮ノ前、西畑、平山、八峯前、中尾山、小豆谷、大西
窪	竹本、前田、硲、大東、東畑、山田、狐谷、岡、西山谷、樋ノ口、西前、下川田、上川田、源内島、大川端、岡山、狐谷、中尾、奥城尾、口城尾
萩原	稲溝、宮崎、松本、尾崎、西谷、木戸口、竹ノ下、井ノ尻、川田、橋ノ下、前嶋、禮上、日除谷、美川谷、山崎、赤坂、井神、西尾、中尾、平山、瀧ノ上、三分、後谷、目ノ子尻、大石、下津呂、築出、梅ノ木原、中芝、大下田、静松、陰ノ木、上葛原、下葛原、瀧ノ口
笠田中	尾崎、芝崎、大縄、寺前、土居、西谷、狐谷、後谷、水分原、井上原、狸尾、樋尻尾、真代山、赤阪山、梔子谷、高潰浦、北川、女ノ子、男ノ子、猪ノ谷、赤阪浦、古松山、社谷、東山田、中尾鼻、溜池、東谷、瀧谷、氏神原、目ノ子原、小屋谷
笠田東	松ノ前、白髪元、池尻、森ノ脇、堂田、西薬師山、東薬師山、池ノ瀬、主花谷、黒岩谷、幸柳谷、寒ノ原、北川、四ツ尾山、北川山
佐野	西出前、高瀬、豊田、東山、菊井、法田ヶ原、宮ノ奥、西谷、西山
広浦	谷田、東田井、東谷、藤ヶ尾、藤ヶ谷、赤阪、折戸、平尾、柳谷、西良谷、泉谷、長畑、北山、條谷、藤ヶ原、東原、禿原、峡平山
大谷	東出前、草谷、露田、露田谷、陀羅尼山、奥東原、青所原、山ノ谷、上山、東新田臺、西新田臺、上窪田、西中州、西出前
蛭子	下川田、狐島、ヌメリ
大藪	加陀寺前、白畠、中嶋、八木谷、小深、蛸原、中尾、城谷、法形、狼谷、風呂ノ谷、奥平山、平山、池田
柏木	西瓦屋、東瓦屋、東堂之前、西堂之前、西之平、平松、垣内田、平池之芝、平池、琵琶首、菩薩谷、井出口、向ノ崎、西畑、廻り尾、辨天谷、中之段、双紙山、宮ノ岡、上芝山、上平山、下平山、平山下東端、平山上東端、平山東尾、西下田、下芝山、年本、中尾、中井谷、南垣内、岡、久保、東垣内田、古垣内、水越、池尻、広畑、乾谷、峯之坂、鍛治屋垣内、古

	宮、原垣内、北之垣内、崩レ、溝之上、久ノ畑、峯山東原、峯山西原、大迫、瀧谷、三本松、藤舞、高畑、奥ノ谷、北ノ奥、休場、仙所ヶ越、猿ヶ玉、菊間谷、田之奥、西溝之上、長潰、隠畑、西谷、小場谷東原、大平山、大坂口
丁ノ町	硲、針木原、阪之上、芝田、南鳥居田、出走り、川北、下草田、上草田、宮ノ前、八反所、北鳥居田、窪り、山添、笹ヶ谷、口大明、奥大明、小黒谷、岩ノ奥、東平、上ノ平、西平、上ノ前、芝脇、後田、上之芝生、鳶ノ尾、池田、西宝形、東宝形、東野尻、西野尻、イチゴ谷、朋輩谷、黒畑、深迫西原、深迫東原、小黒谷西原、長尾、大鳥居西原、峯山東原、大鳥居南原、檜谷筋、大鳥居
妙寺	西畑ケ田、六反田、風呂ノ谷、中小路、茶屋ノ元、大道ノ下、大道ノ上、ウキ田、姥ケ懐、那加良、曽根、辻田、尾鼻、八幡前西、八幡前東、東平田、南山新田、北山新田、笹ケ谷、孫太夫山、宝形山、奥宝形山、中山、登り尾、東奥ノ山、西奥ノ山、大明横谷、ヘトツ原、井手谷西原、シュケ平西、シュケ平東、亀伏山、駿河ノ段
中飯降	上之畑、城山、城ノ下、森ノ下、宮之浦、宮之奥、林之谷、大崩、深萱、丸側、七ツ池、大将軍、山堂、菴ケ平、高栖、清智儀、嵯峨山、深谷、黒谷、庄三薮
西飯降	椿ノ森、吉田、恋井、中垣内、東ノ谷、東本、西本、西ノ森、榎本、宮崎、寺坂前、宮下、シボウ、山ノ谷、白田谷、亀ケ谷、土ウ化、トビヤス畑、産子山、大伏谷、亀伏谷、萩ノ尾、長谷西、筒井、長谷東
短野	下平、中平、長谷田、広野垣内、西ノ平、深ケ川、東川筋、堂ノ向、井出口、蛸背、東蛸背、辨天谷、芋谷、堂ノ垣内、前山、鍛治藪、谷出、下出垣内、中出垣内、楠迫、シド、下西ノ野、西ノ野、上出下、上出垣内、イラハラ、新林
大畑	羽生、犬ノ鼻、中新田、平、地獄谷、霧サコ、廣瀬、西浦渓、大渓、杣尾、登尾、東浦谷、椎平、松迫、西原、木敷谷、中ノ越、松西、小サコ、田西良、藤塔、向良、海ノ迫、下日空、鍛治薮、空山、源谷、上日空、下垣内
西渋田	ロクロ、今西、ユルギ、池ノ内、石田、ツカタ、金折、柱田、ヲコタ、ヌタ、酒屋垣内、角田、金ノ手、門ノ久保、南垣内、幸花、北浦、川端、廣見谷、西山、土谷、白原、畑ノ段、沢、峯山、柏木谷、女良畑、引地、城ノ尾、宮西谷、柳谷、船屋谷、渋田
島	戸ノ角、風呂ノ坂、東垣内、川口、西垣内、前田、宮田坪、水通シ、上島、角ノ口、砂原、高尾、カゲノ井田、川底
日高	下向山、城向、下垣内、中垣内、上垣内、洗戸、サイデ丸、上向山
星山	西原、加羅谷、中筋、落合、二本松、東川、寺垣内、中尾、北山、大林、井沢谷
御所	池田、後原、堂山、堂ノ原、ハリノ木、奥田、向山、牛神、寺垣内、丸山、前谷、苗代之窪、竹之尻、ヲヲギトラ、塔之尾、峠尾
星川	松ノ沢、岡原、芦ヶ谷、石戸、東原、上之原、堂垣内、不動、南ノ尾、西ノ澤、西ノ谷、キトウ谷、田羅原谷、宮ノ前
東渋田	北井田、丸毛、三ノ鳥居、土井、中井田、南井田、薬師浦、大橋、下之段、上之段、宮ノ本、西中、東中、門田、大通、小谷、金折、中通、神田、名山、寺之本、庄ノ垣内、下嶋、上嶋、庄ノ内、坂口、新田、大池原、畑ノ段、畑山、宮山、大神原、満願寺、入道山、針之木、牛ノ鼻、横峯原、茶屋原、佐本谷、黒岩、蟻通

宮本	宮ノ段、東原、井ト谷、上北峯、北峯、古屋、中尾、杖立、岩根木、地ノ段、池ノ本、不動尾、登リ尾、寺ジ尾
平沼田	水ノ口、宮垣内、水ノ尾、八王子原、岡、丸尾、西垣内、堂ノ浦、東尾鼻、柚ノ木ノ本、堂狭間、北尾鼻、東山、樋ノ口、堂之上、上山、奥垣内、上ノ平
寺尾	菖蒲谷、上山、不戸尾峯、不戸尾、赤松原、宮ノ谷、山田、野井田、分畑、寺之段、西畑、杉ノ本、寺垣内、フチカワ、下嶋、下中島、上中島、谷口、川原田、上シマ、スザキ、柳原、キタシマ、辨天浦、門石、北島
兄井	地蔵本、上嶋、フチノカワ、大ワク、分畑、外上新田、外新田、サギ丁、松ノイ、西畑、狭間谷、門田、八幡下、諏訪東、教真谷、辨天前、岩ヶ瀬上、重田、丸山、岩ゴ、三本松、イノ谷、八幡奥、長谷、張尾、フトヲ、大岩
三谷	山西垣内、長尾尻、不動谷、不動原、不動峯、不動尾、畑ノ上、沼田谷、ソワ垣内、赤ハ子、中畑、上山、八王子垣内、小森谷、笠上、横相、横手下、トトワカ、フカサコ、鉾立、寺垣内、地藏裏、小林谷、東名畑、上名畑、口名畑、社地垣内、瀧山、山戸、奥林、笠石、赤ハゲ、瀧ノ口、山田垣内、クボタ、合ノ山、釈迦山、コウダ、八郎垣内、笹ノ口、白石、中尾、西丸山、高畑、登り尾、シウケ谷、大谷原、横手、休場、甚五郎田、一ツ栗、シガンダ、天ノ峯、前田、畑垣内、願上原、西原垣内、尾立、西垣内、土井垣内、宮之前、木ヤバ、竈門垣内、中垣内、東田、上ジマ、辻堂、金毘羅、宮之浦、北嶋、土井浦、柳原、奥山
教良寺	峯岡、奥之谷、奥林、垣内、名畑、北峰、田中、柳原、東尾、落合、千枚原、高森、中河、中垣内、中尾、下力水、中力水、上力水、下山田、東山田、奥山、岩塚、宝形原、清水、瀧谷、長谷、清水垣内、西ホ谷、西山原、竜間、橋田
山崎	金谷、堂田、三ツ石、若林、松原、榊森、西羽山、公門城、東原、奥ノ谷、舩谷、羽山、下ノ佐古、法花堂、中谷、堂山原、二重谷、真尾、上杖尾、下杖尾、瀧谷、尾立、森ノ佐沽、三本松、三味谷、糠塚、山ノ神、土谷、西谷、向原、奥ノ佐沽、南ノ谷、炭釜、釜ノ谷、久保藪、杖林、宮之谷、治郎谷、峯岡尾
志賀	殿原、坪井谷
上天野	六本杉、小土ヶ峰、奥地極谷、吐朱瀉、口地極谷、澤之奥、天神前、宮之奥、古峠、二ツ鳥居、奥殿、常磐、中之沢、南出、杉之尾、鳥居前、脇ノ宿、潮谷、三谷峠、言御前、甚太郎谷、一本松、稲荷前、寛阿彌、藤之森、東藤谷、藤谷奥、西藤谷、奥今西、今西前、愛宿原
下天野	萩ノ沢、誓願寺、御祓松、細原、奥山、上野、西ノ谷、廣野、晴間、赤阪、下居、丸山、柳ノ沢、城の谷、庵ノ本、竹ノ谷、月ノ尾、松芝、呉服、五反田、尾花、古谷、井関、奥の谷、紅葉橋、帆の尾崎、谷口、尾岡、二浦尾、三日月、逆様川、淵之尾、皆見尾、櫻木、茶屋、八王寺、日置土、舳頭尾、野添、尾崎、八幡前、中竿、塚原、峰、田中、花月谷、杖の跡、土免記、横手、汐見原、永幡尾、可佐枝、賽の神、廣瀬、釜輪ケ嶽、幾里星、住野谷、峠ノ芝、漆迫、西山谷、岩楠辺、天狗松、南帆之尾、北帆之尾、素鳥羽峯、城之尾、鞁ケ嶽
神田	龍王谷、池尻、都、堂ノ原、一橋、下所、三澤、東山、際目谷、下神田、湯屋谷、辻苔、大鼓坂、南谷、後谷、奥ノ谷、北山、西山
新城	落合、中尾、杣谷、有岡通、西尾、坂本平、岡ノ尾、天満横手、工涌、垣内谷口、赤瀧、垣内平、横手、湯子川口、中山、横谷、横尾、嶋田通り

広口	堺谷、庄司垣内、栗木尾、中峯、西ノ尾、露谷、拾六瀬、中ノ尾、東ノ尾、嶋田、寺垣内、中出、薄月、鬼虎、宮ノ本、宮ノ下、上ヶ田、大平尻、大平、坊ヶ峯、岡田、折戸、八王子浦、際目尾、藤根、宮原、小田平、山本、林、大林
滝	大石、下福田、上福田、白岩、下谷、嶽上ヶ田、大郷、塚尾、中谷、中尾、分行、天道畑、下五條谷、上五條谷、西之峯、北五條平、南五條平、熊ノ谷、高津、六郎、西峯滝、東峯滝、上東尾、下東尾、中谷尾、小路、西古作、東古作
平	上田、折登、前畑、大畝町、下ノ浦、牛神、岡、中垣内、上名、大峯、中尾、広畑、萩、向、サコノ原、西岡、上小田平、上山、下小田平、内所、黒垣内、櫓山、横手、前崎、林、中川、峯窪、萩ノ尾、小田尾、谷原、七浦、天ノ河
東谷	迫畑、西ノ岡、生地、古井、中久保、平松、栗林、丸薮、深ケ、坪井、大久保田、東垣内、上垣内、城戸脇、浦見田、崩之坂、馬場、小宮、西堂之前、森之本、森ノ前、西ノ前、高木、宮之本、折登、流谷、大向井

2 促進計画の目標

1．天野・志賀・新城地域

（1）現況

本地域は、ほとんどが森林であり、山際から河川周辺の傾斜農地を活用した稲作や野菜の栽培が行われている。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、地域の豊かな自然環境を維持するため、本地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を推進する必要がある。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2．四邑・宮本・見好地域

（1）現況

本地域は、紀の川左岸の紀伊山地北面の急傾面でカキ・ブドウ・ウメなどの果樹栽培が行われている。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、地域の豊かな自然環境を維持するため、本地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を推進する必要がある。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3．妙寺・大谷・笠田・四郷地域

(1)現況

本地域は、紀の川右岸に広がる果樹生産団地にあたり、紀の川沿いの平坦部と和泉かつらぎ山系の急傾斜地において柿を中心とした果樹栽培が行われている。急傾斜地においては、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、地域の豊かな自然環境を維持するため、本地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を推進する必要がある。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	天野・志賀・新城地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	四邑・宮本・見好地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	妙寺・大谷・笠田・四郷地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

① 県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、本町も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

② 法第3条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本町では平場や山間部において適切に維持管理が行われていても、何らかの要因で農用地区域から除外されている白地農地が存在するが、これらは隣接した青地農地や町内の農用地区域と同様に耕作等が行われている。このことから、白地農地であっても適切な維持管理により多面的機能の保全を図る区

域においては、白地農地も対象とする。

③ 法第3条第3項第2号に掲げる事業に関する事項

1 法第3条第3項第2号に掲げる対象農用地の基準

（1） 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

半島振興法地域

イ 対象農用地

(ｱ) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(ｲ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ｳ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70％ 以上の地域の草地

(ｴ) 町長の判断によるもの

a 急傾斜農用地と連担している田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の緩傾斜農用地。

b 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

（ｉ） 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30％以上、耕作放棄率：田5％以上、畑（草地含む。）10％以上）

（ⅱ） 土壌条件が著しく悪い場合

（ⅲ） その他

(ｵ) 和歌山県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

特になし

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定めた指標を達成していると認める者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

特になし